回覧

かんきょうだより

第48号
平成25年3月1日
【役場住民課生活環境係】
電話 ２―３１３３

在宅医療廃棄物について

近年、病気や都合により病院へ通うことが困難であったり、自宅での療養を希望されるなど、在宅医療を受ける方が増えてきております。

自宅で使った注射器・注射針、チューブ類、カテーテルなどの感染性の恐れがある在宅医療廃棄物については、ごみステーションに出すことはできません！　かかりつけの病院や用具の提供を受けた病院等へ引き取っていただくようお願いいたします。

なお、提供を受けた病院等が遠方であり、廃棄する量が少ない場合は猿払村国保病院（2-3331）にご相談いただくことも可能です。

犬の飼い主へお願いです

最近、犬のフンが路上に落ちていて不愉快であるとの苦情が寄せられています。これから春になり雪解けが進むとさらに目立ち、視覚的にも衛生的にも大変悪く、住民のみなさんに迷惑をかけることになります。

飼い犬が散歩中にしたフンは、必ず持ち帰りましょう！

また、一部のご家庭では犬を飼っているにも関わらず、登録をされていない方がいるようです。

別紙の北海道作成パンフレット「守っていますか？飼い主の義務」にもあるとおり、犬の登録と、年一回の狂犬病予防注射を必ず実施するようお願いいたします。

今年も昨年と同じく、5月に第1回目、6月に第2回目の集合注射を予定しておりますので、ぜひご利用ください。